

こんにちは！地域包括支援センターです！

介護予防
ケアマネジメント編
No.2

地域包括支援センターでは、特定高齢者（要介護・要支援になる恐れのある状態の高齢者）の介護予防ケアマネジメントを実施しています。特定高齢者には、市が実施する介護予防事業へ参加していただき健康維持を支援しています。

介護予防特定高齢者施策の流れ

介護予防が必要と思われる高齢者（特定高齢者）を早期に把握

- ① 介護予防のための生活機能を評価（健診とあわせて実施）
- ② 要介護認定における非該当者 など

生活機能評価は、日常生活の状況について25項目からなる「基本チェックリスト」を用いて実施します。

対象者の決定

地域包括支援センターの職員が特定高齢者を訪問

- ① 健康状況・生活状況など確認
- ② 介護予防などについての説明やパンフレットの配布
- ③ 介護予防事業紹介 など

市ホームページ「各課ページの地域包括支援センター」で生活機能チェックをしていただけます。



利用者が「目標とする生活」にできるだけ近づくように、具体的な目標設定など介護予防ケアプランの作成をします。

介護予防事業への参加を希望

生活の中でやってみたいことを目標に、介護予防に取り組んでいただくことで自立した日常生活ができるように支援します。

介護予防ケアマネジメント（介護予防ケアプラン作成）

保険課が実施する「介護予防事業」への参加を支援

「介護予防事業」
・脳の健康教室
・筋力アップ教室 など



効果確認

担当保健師などが定期的に効果を確認してプランの見直しをします。

問 地域包括支援センター 24・7370

シリーズ

男女共同参画

26

男と女
ひとひと

「男女共同参画」と

「多文化共生」

市には、多くの外国人住民が暮らしています。平成21年3月には「新しい仲間と笑顔でくらすまちづくり」を基本理念に「多文化共生推進プラン」を作りました。

その「多文化共生」をテーマとした「在住外国人共生講座」に参加する機会がありました。講義の中で、多文化共生の概念について、次のように定義されていました。「ちがいを受け入れ、共に変化することである」

男女共同参画に通じるものを感じました。男性と女性、大人、子ども、若い人、高齢者、障がいのある人。決して同じにはなれません。しかし、お互いのちがいを受け入れ、共に変化することによって、男女共同参画社会は実現していくのではないのでしょうか。

また、2006年に発表された総務省の「多文化共生推進プログラム」では、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義されています。

「性別や年齢などが異なる人々が、互いのちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と、男女共同参画の理念として言い換えることができます。

「男女共同参画」と「多文化共生」、今まで、全くちがうものだと思っていました。実は同じ理念だと気付く機会になりました。

（文責 日比野）